

(公印省略)  
建第1004-6号  
令和8年3月16日

各関係団体の長 様

群馬県県土整備部建築課長 茂木 好文

『都市計画法に基づく開発許可制度の手引』の一部改訂について（通知）

日頃から本県の開発指導行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記の手引については、下記により一部改訂を行いました。  
つきましては、大変恐縮ですが貴会会員の皆様への周知等にご配慮くださいますよう、  
よろしく願いいたします。  
なお、当該手引に関する情報は県ホームページで公開します。

記

■改訂箇所：

別添「修正箇所一覧」をご参照ください

■改訂理由：

図の更新（内容変更なし）及び関係法令の改正条項の反映その他所要の改正

■改訂施行日：

令和8年4月1日

【事務担当】  
建築課開発係  
TEL 027-226-3704

【公開用】「都市計画法に基づく開発許可制度の手引（令和7年5月26日版）」からの修正箇所一覧

R7頁	R8頁	箇所	現行	改正後	理由
表紙	表紙	発行日	令和7年5月26日	令和8年4月1日	更新
裏書	裏書	1 経緯	令和7年5月26日から運用を開始する	令和7年5月26日から運用を開始した	文言見直し
裏書	裏書	2 「開発許可制度の手引」の位置づけ	県内で許可権を持つ	県内で許可権限を持つ	文言見直し
目次	目次	掲載ページ			更新
1	1	図			見栄えの更新（内容変更なし）
2	2	図			見栄えの更新（内容変更なし）
2	3	表題	3 建築物の建築（法第4条第10項）	3 建築物の建築（法第4条第10項、建築基準法第2条第1項第1号、第13号）	文言追加
2	3	法令等			更新
3	4	法令等			更新
5	6	図			見栄えの更新（内容変更なし）
6	7	図			見栄えの更新（内容変更なし）
9	10	表			見栄えの更新（内容変更なし）
11	12	法令等			更新
12	13	盛土規制法に基づく定期報告	工事着手年月日から、	許可年月日から、	盛土規制法の手引きの改訂
14	16	法令等			更新
15	17	法令等			更新
18	20	公益施設欄、備考欄			更新
19	21	公益施設欄、備考欄			更新
20	22	公益施設欄、備考欄			更新
24	26	備考欄		(※)	盛土規制法みなし許可に該当する場合を追記
25	27	法令等			更新
26	28	表題	5 道路に関する基準（令第25条第1号～第5号、規則第20条、規則第20条の2、規則第24条）	5 道路に関する基準（令第25条第1号～第5号、令第29条、規則第20条、規則第20条の2、規則第24条）	文言追加
27	29	図			見栄えの更新（内容変更なし）
28	30	図			見栄えの更新（内容変更なし）
29	31	図			見栄えの更新（内容変更なし）
30	32	図			見栄えの更新（内容変更なし）
31	33	図			見栄えの更新（内容変更なし）
32	34	図			見栄えの更新（内容変更なし）
33	35	図			見栄えの更新（内容変更なし）
34	36	図			見栄えの更新（内容変更なし）
35	36	図			見栄えの更新（内容変更なし）
36	37	表題	6 公園、緑地又は広場に関する基準（令第25条第6号～第7号、規則第21条、規則第25条）	6 公園、緑地又は広場に関する基準（令第25条第3号、第6号～第7号、規則第21条、規則第25条）	文言追加
38	39	法令等			更新
44	45	図			見栄えの更新（内容変更なし）
48	49	図、法令等			見栄えの更新（内容変更なし）
49	50	図			見栄えの更新（内容変更なし）

【公開用】「都市計画法に基づく開発許可制度の手引（令和7年5月26日版）」からの修正箇所一覧

R7頁	R8頁	箇所	現行	改正後	理由
53	54	図			見栄えの更新（内容変更なし）
54	55	法令等			更新
54	55	(1)申請者の能力（第12号）の解説	自己用の開発行為で1ha以上のもの及び非自己用の開発行為の申請者	自己居住用の開発行為のうち盛土規制法のみなし許可に該当するもの、自己業務用の開発行為で1ha以上のもの及び非自己用の開発行為の申請者	盛土規制法のみなし許可に該当する場合を追記
54	55	(1)申請者の能力（第12号）の解説	なお、開発許可が盛土規制法のみなし許可とされた場合は、申請者が暴力団員等に該当しないことを確認することになります。	エ 申請者（法人にあっては役員を含む。）が暴力団員等に該当しないこと。	文言見直し
55	56	法令等			更新
57	57	法令等			更新
59	59	図			見栄えの更新（内容変更なし）
61	61	法令等			更新
72	72	法令等			更新
81	81	法令等			更新
82	82	15 開発審査会の議を経て許可する開発行為（法第34条第14号）の解説	<p>③幹線道路の沿道の整備に関する法律第10条の2第1項の沿道整備権利移転等促進計画に定められた事項に従って行われる開発行為</p> <p>④地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条第1項の歴史的風致維持向上計画に定められた事項に従って行われる開発行為</p> <p>⑤地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第1項の総合化事業計画に定められた事項に従って行われる開発行為</p> <p>⑥地域再生法第17条の7第1項の地域再生土地利用計画に定められた事項に従って行われる開発行為</p>	<p>③幹線道路の沿道の整備に関する法律第10条の2第1項の沿道整備権利移転等促進計画（第10条の4の規定による公告があつたものに限る。）に定められた事項に従って行われる開発行為</p> <p>④地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条第1項の歴史的風致維持向上計画（同条第8項の認定を受けたものに限る。）の内容に即して行われる開発行為</p> <p>⑤地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第1項の総合化事業計画（同条第8項の認定を受けたものに限る。）に定められた事項に従って行われる開発行為</p> <p>⑥地域再生法第17条の17第1項の地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の建築の用に供する目的で行われる開発行為</p> <p>⑦農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5項第1項の活性化計画に従って行われる開発行為</p>	更新
82	82	法令等			更新
83	83	施行日			更新
83	83	留意事項		※基準3、基準7-2、基準18及び基準21（自己居住の用に供するものに限る。）であって、令和8年4月1日以降に申請されるものは包括処理となります。	追加
86	86	施行日			更新
86	86	法令等の更新			更新
87	87	施行日			更新
87	87	法令等の更新			更新

【公開用】「都市計画法に基づく開発許可制度の手引（令和7年5月26日版）」からの修正箇所一覧

R7頁	R8頁	箇所	現行	改正後	理由
88	88	施行日			更新
89	89	法令等の更新			更新
90	90	施行日			更新
90	90	法令等の更新			更新
91	91	施行日			更新
91	91	法令等の更新			更新
94	94	施行日			追加
97	97	集落名	玉村町（○○地区）	玉村町（○○地域）	誤記訂正
110	110	表中21説明	・設計者名記名押印又は署名	・設計者記名	更新
113	113	基準4,16-2,21		開発区域位置図に、指定避難所の名称及び申請地までの距離、家屋倒壊等氾濫想定区域を明示	浸水基準が適用となる場合に必要となる記載すべき事項を追加
114	114	表2表題	設計図（1及び2を除き設計者記名又は署名）	設計図（1及び2を除き設計者記名）	更新
120	120	法令等			更新
124	124	法令等			更新
129	129	法令等			更新
133	133	表題	3 建築物の形態制限（法第41条）	3 建築物の形態制限（法第41条、県規制規則第17条、第15条）	文言追加
134	134	表題	4 予定建築物等以外の建築等の制限（法第42条）	4 予定建築物等以外の建築等の制限（法第42条、県規制規則第18条、第17条、第15条）	文言追加
137	137	表題	1 建築確認申請者に対する都市計画法に適合する旨の書面交付（規則第60条）	1 建築確認申請者に対する都市計画法に適合する旨の書面交付（規則第60条、県規制規則第23条）	文言追加
139	139	法令等			更新
140	140	法令等			更新
141	141	法令等			更新
144	144	時点			更新
145	145	時点			更新
146	146	桐生市電話番号	0277-46-1111 内線674	0277-48-9034	桐生市より修正依頼
148	148	改正年月日			更新
149	149	掲載ページ			更新
150	150	掲載ページ			更新
151	151	掲載ページ			更新
152	152	掲載ページ			更新
153	153	掲載ページ			更新
163	163	図			見栄えの更新（内容変更なし）
164	164	図			見栄えの更新（内容変更なし）
176	176	図			見栄えの更新（内容変更なし）
183	183	図			見栄えの更新（内容変更なし）

【公開用】「都市計画法に基づく開発許可制度の手引（令和7年5月26日版）」からの修正箇所一覧

R7頁	R8頁	箇所	現行	改正後	理由
185	185	Q&A 1 7	(新規)	問：基準21「浸水等対策建物」における安全上及び避難上の対策について 答：建物の用途や規模、浸水継続時間その他諸条件を鑑みて有効なものではない。※不適切な例：想定人員や浸水継続時間等を考慮せず、想定浸水深以上の高さに極めて狭小な居室のみを単に計画したもの。	基準の主旨を明確にするため
194	194	様式			誤記訂正
200	200	様式			誤記訂正
202	202	様式			誤記訂正
203	203	様式			誤記訂正
204	204	様式			誤記訂正
206	206	様式			誤記訂正
216	216	様式			誤記訂正
217	217	様式			誤記訂正
218	218	様式			誤記訂正
219	219	様式			誤記訂正
221	221	様式			誤記訂正
223	223	様式			誤記訂正
226	226	様式			誤記訂正
227	227	様式			誤記訂正
229	229	様式			誤記訂正
230	230	様式			誤記訂正
231	231	様式			誤記訂正
235	235	様式			誤記訂正
237	237	様式			誤記訂正
239	239	様式			誤記訂正
247	247	様式			誤記訂正
277	277	法令等			更新
282	282	法令等			更新
283	283	法令等			更新
286	286	法令等			更新
289	289	法令等			更新
297	297	施行日			更新
297	297	法令等			更新